



《会計・税務の知識》会社法～株式の種類～

はじめに

投資家の多様なニーズに応える為、株式会社では、会社法において様々な種類の株式が認められています。その事自体は認知されていても、具体的にどのような内容の株式が認められているかは意外と知られていないのではないのでしょうか。そこで今回は、会社法上の株式の種類をご紹介します。

1. 株式の種類

会社が発行する事ができる株式の種類は、全部で大きく分けて9種類とされています。

(1) 剰余金の配当についての種類株式

株主は企業の剰余金の配当を受取る権利を有していますが、この剰余金の配当に関して普通株式と異なる取扱の株式を発行する事が認められています。

配当に関して他の普通株式に比して、優先的に配当を受領できる内容のものも発行でき、もちろんその逆の内容のものも発行できます。

(2) 残余財産の分配についての種類株式

上記(1)の剰余金の配当と同じく、株主は残余財産の分配を受ける権利を有しており、残余財産の分配を優先的に受ける、又は、残余財産の分配を劣後的に受けるといった内容の株式も発行できます。

(3) 議決権制限種類株式

株主は、株主総会において議決権を有しますが、この議決権に関して、全部又は一部の事項について議決権を与えない旨の株式を発行する事ができます。

会社の配当には関心があるが、会社の経営に関しては関心がない株主のニーズに応える事が可能で、会社にとってもそのような株主を決議から排除する事ができる等のメリットがあります。

(4) 譲渡制限種類株式

株主が株式を譲渡する際に、当該株式会社の承認を得なければならない内容の株式です。

発行する全ての株式が、譲渡制限株式である会社を会社法上、非公開会社と呼び、それ以外の会社を公開会社と呼びます。規模が小さく、株主の頻繁な交代を好まない会社は当該株式を利用することで、閉鎖性の維持が可能となります。

(5) 取得請求権付種類株式

株主が会社に対して株式の買取を請求できる株式です。株主が請求をすれば、会社は買取をしなければなりません。つまり、株主は投下資本(株式)回収のリスクが大きく減りますので、その結果として会社は幅広く出資者を募る事が可能になります。

(6) 取得条項付種類株式

会社が定めた一定の事由が生じた場合のみ会社が当該株式を取得する事ができる内容の株式です。一定の事由は定款で幅広く定める事ができます。後継者の候補が複数名いる場合、後継者の決定を発生事由に定めることで非後継者からの株式買取がスムーズになる等、事業承継対策への活用が期待できます。

(7) 全部取得条項付種類株式

上記(6)の取得条項付株式と違い、株主総会の決議(特別決議)の決定により、会社はその全部の株式を取得する事ができる内容の株式です。この株式も様々な活用方法が考えられますが、株式が分散しており、主要な株主に協力的でない少数株主を排除したい場合などに有効です。

(8) 拒否権付種類株式

株主総会の決議に加えて当該種類株式の決議を必要とする内容の株式であり、所謂黄金株と呼ばれるものです。この株式を発行しておけば、たった一株であったとしても、当該株主が拒否すれば決議の効力は生じない事になります。

黄金株を経営者が保有することで、財産権は後継者に渡しても、実質的な経営権を経営者が維持することができるといった事業承継への活用ができます。

(9) 取締役・監査役選任種類株式

公開会社及び委員会設置会社以外の会社が発行できるもので、株式ごとに選任できる役員の数を設定できるものです。複数の企業が共同して事業を行う場合などに有効となります。

終わりに

今回は各株式の概要について説明しましたが、実際の発行の際には、所定の規定に従い発行しなければならない点にご注意下さい。(担当:赤羽)